



身近な頼りになる

KITASENJU LAW OFFICE

北千住法律事務所

弁護士 青柳 孝夫

弁護士 小寺 貴夫

弁護士 柿沼 真利

弁護士 鎌田 正紹

弁護士 菅本 麻衣子

弁護士 橋澤 加世

弁護士 黒岩 哲彦

弁護士 船崎 まみ

弁護士 金沢 幸彦 事務局一同

No.123 2012年1月16日

発行

北千住法律事務所

〒120-0034

東京都足立区千住1-24-4 広瀬ビル2F

TEL 03(3870)0171 FAX 03(3881)7471

広告責任者 東京弁護士会所属 所長 黒岩 哲彦

<http://homepage2.nifty.com/kitasenju-law/index.html>

日本国憲法第13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

日本国憲法第25条

- 1 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。



東日本大震災と福島原発事故から10ヶ月がたちました。復旧復興が日本国憲法13条幸福追求権と25条生存権に基づいてなされるのか、それとも「漁業特区」など大企業の儲けのためなのかが問われています。

北千住法律事務所は、足立区に避難された被災者へ支援活動に取り組むとともに、原発被害者の損害賠償請求などの救済活動、東北地方への弁護士ボランティア活動にも取り組んできました。引き続き粘り強い活動に取り組んでいきます。

所長 弁護士 黒岩哲彦

御相談は まずはお電話を **03-3870-0171** (受付時間 平日●AM10:00~PM6:00)

INDEX

■本年より2名の弁護士があらたに加わります………2・3

■弁護士ごあいさつ………4・5

■東日本大震災に思う………6

■生存権裁判 最高裁判所が福岡高裁判決の見直しの動き………7

■事務局ごあいさつ………8

本年より2名の弁護士があらたに加わります。

船崎まみ 弁護士

この度、ご縁があり北千住法律事務所に入所させていただくことになりました弁護士の船崎まみと申します。

私は、当事務所のある足立区出身で、保育園から中学まで地元公立校に通っていましたので、この地域は大変なじみの深い地域であります。私が育ったのは貧困や家庭の問題で苦労を抱えている同級生も多い下町地域で、子どもながらに生まれた環境や条件による「機会の不平等」に漠然とした反発を感じることがありました。一方で、そうした苦労に負けずに努力をするたくましさや優しさをもって生きる姿を教えてくれたのもこの地域でした。足立区で育ったことは、社会構造で生じた人間生活の問題を少しでも解消できるよう庶民的立場で力を尽くせる弁護士になりたいという夢を抱くきっかけとなりました。また、福祉施設で長年働いていた母の仕事から、障害児が親の貧困や虐待等の問題をも抱えているような悲惨なケースに福祉関係者だけで対応し切れていない現実があることを知り、福祉機関と連携を図れる法律家になりたいと思いました。

2007年9月に弁護士登録をし、東京弁護士会が市民の法的アクセスを広げるという目的で設立した弁護士法人東京パブリック法律事務所にて約1年半執務した後、2009年1月から愛知県岡崎市に国が国民の法的アクセスを拡大する目的で設立した法テラス三河法律事務所で、弁護士費用を支払えない人のために専属で働く立場の弁護士として3年間の任期を終えました。

これまで一般民事事件の他にDV離婚事件、子の奪い合い、相続等の家事事件、子どもの虐待事件、刑事事件等多様な市民的事件に取り組んできました。

トヨタ自動車を象徴とする企業城下町に位置する法テラス三河では、出稼ぎや外国人の製造業労働者が置かれている貧困の現実を目の当たりにし、リーマンショック後は生活保護申請支援や債務整理等多方面で生活支援に関わる事件を経験しました。このような地域で今まで法的救済が十分に及んでいなかった人たちに法的アクセスを広げるため、①ホームレス支援団体等と連携した生活困窮者に対する相談活動、②外国人向けの無料相談体制の構築、③地域で孤立した高齢者や障害者等を対象とした詐欺や虐待等のケースについて、弁護士と福祉行政機関が連携して法的手続や事後的な権利擁護のための福祉的環境調整を図る取り組みをしました。

北千住法律事務所においても、法律家として困っている方の声を少しでも多く代弁できるよう事件に真摯に取り組み、地域の人たちに貢献できるよう努力を重ねて参りたいと思っております。今後ともご活用いただきたく、どうぞ宜しくお願い申し上げます。



金沢幸彦 弁護士

この度、ご縁があり北千住法律事務所に入所させていただくことになりました金沢幸彦と申します。

私は、2010年に中央大学法科大学院を卒業し、同年に司法試験合格。昨年12月に弁護士登録をしました。北海道札幌市生まれですが、幼少期の大部分を千葉県船橋市で過ごし、中学・高校時代は大阪府茨木市で過ごしました（大学入学以降は、現在まで東京近郊在住です）。大学時代はサークルで登山をしていましたが、現在の趣味は、旅行・クラシック音楽鑑賞・史跡めぐり・飲酒などです。

さて、私は、もともとは裁判所で勤務する国家公務員（裁判所事務官）でした。その私が、弁護士を志した理由は、以下の通りです。

裁判所事務官時代、私が痛感したのは、市民の方々の中には、法的トラブルに苦しみながら、きちんとした助けもなく放置され「泣き寝入り」を強いられている方が沢山いらっしゃるということでした。なかには、当時の私でもアドバイスできるのではないかといったトラブルもありました。しかしながら、そういうアドバイスすることはできませんでした。当然といえば当然ですが、あくまで私は「中立公正」な立場の国家公務員だったので、一方当事者に少しでも肩入れする（しているという誤解を与える）可能性がある行動をとることは厳禁されていたからです。「残念ながら、お教えできません。弁護士さんに相談してください。」という決まり文句を一体何度吐かなければならなかったのか、数えきれないほどでした。そのうちに私の中で、

「ある思い」が込み上げてきました。「公務員としての立場を離れ、弁護士として、自らの力量と責任において、市民生活の中で起きる様々なトラブルを解決してゆきたい。」という想いでました。その一念から、私は弁護士を志望したのです。その思いこそが私の原点であり、私の原動力です。

そこで、私が弁護士として取り組みたいことの第一は、皆様から一件でも多くの法律相談を受けて、市民生活の中から生まれる様々な法的トラブルを皆様と一緒に解決してゆくことです。それとともに、憲法擁護や消費者問題等について皆様と勉強する場を積極的に設けたいと考えています。憲法の理念や法的知識は、より多くの市民の皆様と共有されてこそ意味があると思うからです（法を正しく世の中に生かしてゆくこそが、全ての人が平等に尊重されるという正しい社会の実現につながると確信しています）。全力で努力していきますので、どうぞ宜しくお願い申し上げます。



足立区生まれの行動派弁護士

船崎まみ弁護士は中央大学法学部を卒業し早稲田大学大学院で民法を研究しました。東京弁護士会の公設事務所である東京パブリック法律事務所時代の2008年11月には『季刊刑事弁護』誌の優秀新人賞に選ばれ、非常に献身的な情状弁護活動が高い評価を集めました。愛知県の法テラス三河法律事務所ではトヨタ自動車を象徴とする企業城下町での貧困ビジネス、追い出し屋、多重債務など貧困問題、愛知における東日本大震災の被災者支援に取り組んできました。母校の中央大学では法科大学院生に「市民に身近な司法を目指してー都市型公設事務所の取り組み」のトークをするなど学生支援にも熱心です。

裁判所事務官経験の熱き弁護士

金沢幸彦弁護士は早稲田大学政経学部を卒業して、裁判所事務官として勤務しました。裁判所時代に強制執行を担当し「泣き寝入り」を強いられている方々をみて弁護士になる決意をして、中央大学法科大学院を卒業しました。司法試験合格後に当事務所での研修中に、生活保護の老齢加算削減は憲法25条の生存権の侵害だと闘っている東京生存権裁判の原告の方々と一緒に国会議員会館前座り込みと熱い演説、国会議員要請をして高齢の原告の方を励ました。司法修習生時代には東京武道館での震災被災者相談に参加し、弁護士登録後の2011年12月17日・18日には早速、岩手県沿岸部でのボランティア活動に参加しました。

弁護士●青柳 孝夫

東日本大震災と原発事故の発生という重大事件で、昨年は我が国の歴史を画する年となりました。私にとっても、生涯にめぐりあった15年戦争終結の年（1945年）と昨年は、人生の転換点といえる年でした。

原発は、核の平和利用との名目で「安全神話」のウソを振りまく構造で推進されましたが、この手口は謀略で侵略を拡大した軍部の手口とそっくりです。1945年までの長期にわたる戦争の歴史から学んだ問題点、戦争責任の問題が戦後なおざりにされたことが、今回の原発事故の原因になっているということがあとづけられます。

過去のあやまりを繰り返さないために、災害からのすみやかな復興とともに原発推進構造の解体を実施するため、これからの中月を、私も老骨に鞭打って、国民共同のたたかいに参加していきたいと思います。



弁護士●鎌田 正紹

昨年は、地震・津波・原発と本当に大変な年でした。しかし、復興・補償に全力を尽くさなくてはならないのに、政府はいつの間にか増税一辺倒、しかもマスコミはこれを支持し、新聞は消費税アップ・TPP賛成のキャンペーン。人災である原発の責任も明確にされず、「絆」だけが強調される始末。とても変です。大本営発表の戦前と似通っています。これ以上国民が犠牲にならないよう、一つ一つできることをやっていかねばと思います。



弁護士●柿沼 真利

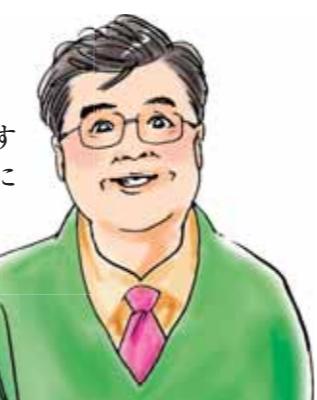
私は、弁護士になって丸3年となつたが、その前には1年間、司法修習生として、福島県に住んでいた。福島県では、いろいろな体験をさせていただき、また、多くの方々のお世話をうなった。



その福島の方々が、今回の原発事故によって、苦境に立たされていることは、本当に悲しいことである。

私は、昨年の5月以降、3回、ボランティア法律相談のため、福島県に赴き（郡山市、会津若松市、いわき市）、福島の方々の生の声に接してきた。その中で、「『原発は安全だ』とずっと説明されてきたのに……」と東電に対する怒りの声、「今まで福島で生活てきて、作り上げてきたものが、無くなってしまった。これからどうしていいか良いのか。」と今後の生活の再建への不安の声、「これから、放射線の影響がどのくらい出るのか分からぬ。」と放射線による健康被害への不安の声などを聞かせていただいた。

これから、東京電力に対する賠償請求が、被害者救済のために、重要な要素になる。現在、東京電力側は、原子力損害賠償紛争審査会による中間指針に沿った形で、自分に有利なペースで、賠償交渉を行ってくるものと考えられる。しかし、東京電力の責任は、中間指針に限定されるものではない（指針は、目安に過ぎず、法規範それ自体ではない）。私も、この問題に取り組み、少しでも福島の方々の救済に役立ちたいと思う。



弁護士●小寺 貴夫

憲法の集いにかかわって昨年で30回になりました。その間、歳月の経過は社会を形成する理念や原則を壊り崩す構造的な変化を生みました。特にリーマンショック後の世界の変化は私の期待とは大きく違ってしまいました。格差と貧困は一層拡大しています。ドルの氾濫による過剰な資金は、より大きな混乱を短い間隔でもたらす搅乱要因となっています。危機を利用して一層ひどい政策がなされることに警戒が必要です。

本当に難しい時代になりました。でも、個人を尊重する憲法を擁護し、一人一人の生活と権利を守るという視点からできることをやっていきたいと思います。



弁護士●黒岩 哲彦

東京生存権裁判は最高裁判所に係属していますが第2の朝日訴訟として憲法25条を活きたものにするために重要な裁判です。東京空襲訴訟は東京高裁で本年4月25日に判決を迎えるとともに国会では議員連盟が結成されて「空襲被害者等援護法案(仮称)」制定の取り組みが強まっています。大気汚染公害問題は公害患者が和解で勝ち取った東京都医療費助成制度の5年後見直しの時期が近づき、国の救済制度への取り組みが大切になっています。



弁護士●菅本 麻衣子

入所してから2年近く過ぎまして、北千住にもだいぶ慣れて参りました。足立区の地理も大体わかるようになりました。また、書籍の執筆に参加するなど、今までになかった新しいことにも少しづつチャレンジして参りました。いよいよ私が弁護士になってからずっと関わっている敦化（とんか）遺棄毒ガス被害事件では、現役官僚の尋問を行いました。今後は周君・劉君の尋問を控え、いよいよ第1審結審の予定です。勝利判決を目指して参りますので、今一度ご支援をお願い申し上げます。

また、司法修習生に対する給費制維持も、2010年に1年延長を勝ち取り、2011年も国会に法曹養成制度の議論が終わるまでは給費制維持との案が提出はされました。非常に厳しい戦いになっております。しかし、実際に被災した若者や、裕福ではない家庭出身の若者が多数、せっかく司法試験に合格したにもかかわらず、これ以上借金はできないと法曹への道をあきらめる事態になっております。私たちがここであきらめるわけにはいかないのです。困難な闘いが続きますので、どうかご支援お願い申し上げます。

今年も宜しくお願ひします

弁護士
ごあいさつ



東日本大震災に思う

ボランティア活動に参加して

弁護士 黒岩 哲彦



津波で破壊された大槌町役場の様子

東日本大震災と福島第1原発の原発事故から
から10ヶ月が過ぎました。

私は昨年8月より東京弁護士会友志の一員として岩手県遠野市の「遠野まごころネット」のボランティア活動に参加しています。遠野市は岩手県内陸部にありの柳田国男の『遠野物語』で有名な町です。「遠野まごころネット」は個人ボランティアを受け入れて、岩手県沿岸部へのボランティアを行っています。私は東京三弁護士会の復旧復興本部委員で主に福島県からの東京への被災者の相談を担当していますが、東京の弁護士としてこの役割だけで良いのか、被災地の市民のニーズに答えられているのだろうかと思いがありました。私たちが活動に参加した大槌町は町長さんが町役場で被災されて亡くなりました。大槌町で日赤ボランティア隊と合流して、仮設住宅に入居をした人たちへの電気蚊取り器やレンジ台、下駄箱を配布しながら、被災者のニーズなどの聞き取りをする作業班に参加しました。支援物資中間保管場所の大槌北小学校へ行きましたが1階の階の窓は津波で壊されてほとんどありません。学校の外壁の大きな時計が3時16分で止まっているのが強く印象に残りました。大槌第9仮設団地で、日赤ボランティアの方が個別訪問で健康指導をされるのに同行して、被災者の困りごとなどニーズをお聞

きしました。高齢の夫婦の方から約1時間にわたりお話をうかがうことができました。自宅が津波で流され、不動産権利証など一切の財産が流されました。切実に話されたのは、仮設住宅はバスの通らない地域に建てられていて、病院への通院が大変だというお話をでした。被災者への公共交通の確保は大切な課題だと実感しました。現地での感想は、①被災者の弁護士へのニーズはある、②役所で相談を待つだけでなく、仮設住宅などに出向くなどの積極的な活動が必要だということです。

東京弁護士会の有志は「東京ひまわり隊」を結成し、毎週土曜日に岩手県沿岸部へのボランティア活動を行っています。私も、3月までには3回は活動に参加します。

当事務所では橋澤加世弁護士が原発被災者弁護団に参加して原発被災者の救済活動に取り組んでいます。柿沼真利弁護士は修習生時代を過ごした福島県での被災者救済活動と原発問題への取り組みに参加しています。

また、昨年12月17日・18日に岩手県沿岸部でのボランティア活動に参加した金沢幸彦弁護士からも報告がありますので、北千住法律事務所ホームページをご覧ください。当事務所は、被災者の人権を守る活動に粘り強く取り組んでいきます。



生存権裁判

最高裁判所が福岡高裁判決の見直しの動き

最高裁を署名で包囲を

東京生存権裁判弁護団 弁護士 黒岩 哲彦

「生活保護の老齢加算の廃止は違法」と訴えた生存権裁判は全国9都府県で争われています。2010年6月、福岡高等裁判所で勝訴判決を勝ち取りました。しかし、北九州市は上告し2012年2月24日に口頭弁論が開かれる事態になり、世論をさらに広げる必要性が強まりました。

最高裁において口頭弁論が開かれることは、高裁で下された判決が見直される可能性が大きいことです。

「老齢加算廃止が生活保護法第56条に違反し、違法」と判決が下されて勝訴した福岡高裁判決が破棄されるか、高裁に「差し戻し（最高裁の意向に沿って下級裁判所でもう一度審議をやりなおすこと）」になる可能性が出てきており、予断が許されない状況です。最高裁で判決が下された場合、各地裁と高裁の判決に大きな影響を与えます。

今、必要なことは、多くの人へ老齢加算復活支持の世論をさらに広げることです。

多くの署名を集め、街頭などで宣伝活動の取り組みなどを今まで以上に強化ていきましょう。

生存権裁判とは

「生存権裁判」とは…生活保護の改悪は保護を受けている人だけの問題でなくすべての労働者・国民生活の最低保障基準＝ナショナルミニマムにかかわる問題です。生活保護の改悪で老齢加算や母子加算を打ち切られた高齢者や母子家庭100人以上が「人間らしい暮らしと生きる希望」をとりもどすために裁判をおこしました。

政府は生活保護基準を下回る低賃金労働者や低年金生活者がいることを理由に生活保護基準の切り下げを行っています。「国民の最低限度の生活」の目安となっている基準の生活保護基準が切り下げられることは、今でも低すぎる最低賃金や年金、税金の課税基準などが歯止めが失ってもっと引き下げられることになります。



事務局長 ●坂崎恵美子

昨年は原発事故を目の当たりにし、これまで原発反対の運動に取り組んでこなかつた事を猛省した年でした。今年は、未来を担う子どもや若者達に、どんな社会を遺していくのか、模索しながら行動する年にしたいと思います。

本木 進

東日本大震災、東京電力福島第一原発の事故等、被災に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げます。今の政治は、被災者の復興・復旧に目をくれず大変冷たい。國民が主人公の政治を実現するためにはがんばります。

蔵 明子

屋根があり壁がある。暑さ寒さをしのぐことができる。旅行等は我慢しなくてはなりませんが、試験に合格でき

秦野 信代

昨年は東日本大震災で多くの尊い命を失いました。安全と諱わってきた原発は地震の影響で大事故を招き、放射能汚染の不安に日々さらされています。未来を担う子どもたち

持田 理恵

勤務して1年が過ぎました。様々な経験をして法律事務所での仕事にさらに興味を持ちました。今年は人々が不安の少ない日々を送れることを切望します。



事務局より

るだけの、勉強を続けていくる安定した日々を大切に思います。

せめて、こんな些細な日々をすべての人々が享受できるよう来年も頑張れればと思います。

ちが安心して暮らせるよう、私たち大人はその責任を果たす役割があると思います。辛く悲しい出来事が多かつたぶん今年はたくさんの笑顔に出会えるよう願うばかりです。

景山 紫穂

地震が起きた瞬間はたまたま受付にいました。あの瞬間から多くの人々の人生が変わってしまいます。これ以上心がかき乱されることのない年であってほしいと思います。

携帯サイトは
こちら

移籍のお知らせ

1989年より当事務所に所属しておりました吉村清人弁護士と、2007年より所属しておりました水田敦士弁護士が、それぞれ新しい地へ拠点を移しました。連絡先は次のとおりです。

吉村 清人 弁護士

移籍先

吉村法律事務所

TEL 0868-31-0783

FAX 0868-31-0841

〒708-0884

岡山県津山市津山口75-1



水田 敦士 弁護士

移籍先

安田法律事務所

TEL 0859-33-1019

FAX 0859-34-0029

〒683-0067

鳥取県米子市東町296



編集後記

年末に所員全員で大掃除をしていたら、むかしの事務所ニュースや写真がたくさん出てきて見入ってしまいました。北千住法律事務所は今年で創立38年になります。本年もよろしくお願い申上げます。（景山）

